

室町・戦国期の天皇裁判権とふたつの官僚制

井原今朝男

The Emperor's Jurisdiction and Two Bureaucracies of the Muromachi/Sengoku Period

HARA Kōsao

はじめに

- ①九条政基による唐橋在数殺害事件と天皇御前定による裁判
- ②九条尚経解官をめぐる天皇御前定と二つの官僚制・主従制の矛盾
- ③九条家勅勅处分案への天皇譲歩と閑白近衛尚通解任
むすびに

【論文要旨】

戦国・織豊期の天皇像について、公家衆が地方に下向するものが多く、天皇は公家社会に対する統括権を喪失し「太政官も廷臣も必要としない天皇制」になつたとする歴史像が通説になっている。

本稿では、明応五年（一四九六）前閑白九条政基が家礼唐橋在数を殺害した事件で、後土御門天皇が九条家に対して勅勅の処分にした裁判事例をとりあげ検討した。その結果、天皇は被害者の一門菅原氏に勅使を派遣して菅氏輩訴状を出させ、論人の九条家にも勅使を派遣して准后申状を提出させて、裁判をはじめた。近臣や伝奏経験者に勅問を発して意見具申をもとめ、二月五日に天皇自ら妻戸間に出席して、伝奏・職事らと合議を行い、両局輩から勅文を出させて、御前沙汰と呼ぶべき裁判審議を行つた。武家に申して御沙汰するか否かについては、重科の罪ではないとして、九条尚経解官の処分案について検討することと、「一月五日の御前定を終えた。この天皇裁判事件は、天皇が官人と結ぶ官位制（國家官僚制）と、権門が家礼と結ぶ主従制（家産官僚制）

という二つの官僚制のうち、どちらを優先させるか、という難問であった。撰錄家や九条家と姻戚関係にあつた三条西実隆や甘露寺親長ら近臣は、家礼在数の罪科は明瞭であるとして、家長による家礼・臣への处罚権を軽視するものとして撰家解官の処分案に反対した。閑二月二日の御前定で、天皇は撰家解官の処分案を撤回し、近衛家が提案した九条家勅勅・出仕停止の処分案を「御治定」として決裁した。このように室町戦国期の天皇は、公家身分内部の紛争や殺害事件に対して天皇の裁判権・处罚権を行使しており、勅使の派遣や勅問によつて関係者の合意形成に努力し、勅勅・出仕停止の処分案を天皇による最終決定として判決した。その反面、武家執奏を口実にして、天皇の意志に反した近衛家から閑白職を取り上げた。室町・戦国期にも天皇が公家間の紛争に対して裁判権を行使し、幕府を後見として利用しつつ家父長制的権力を強化していたことをあきらかにした。

【キーワード】天皇裁判権、九条政基、唐橋在数殺害、勅勅、家産官僚制